

Q10 溶融スラグ等の放射能濃度が100ベクレル/kgを超えてしまうと、リサイクルできなくなるのでは？

A10

- 国が示している基準（平成24年環境省告示76号）では、溶融スラグ（※）を再生利用した製品中の放射性物質濃度がクリアランスレベル（100ベクレル/kg）を満足していれば、溶融スラグの再生利用は可能としています。
- 本県では、岩手県との基本協定において、再生利用する前の溶融スラグ等における放射能濃度が100ベクレル/kgを超えた場合にも、岩手県へ返却することとしており、国の基準より厳しい設定としています。
- 秋田市の溶融炉において可燃物の処理を行った期間中の測定調査では、溶融スラグ等において放射性セシウムは検出されませんでした。

（※）溶融スラグ

廃棄物溶融スラグとも呼ばれ、廃棄物や下水汚泥の焼却灰等を溶融炉において1,300℃以上の高温で溶かしたものを冷却・固化させてできるガラス状のものです。主に、道路工事の路盤材などに利用されます。

溶融処理（秋田市）による生成物における測定調査結果
（平成24年9月～平成25年3月）

〔単位：ベクレル/kg〕

搬出元	生成物	セシウム134	セシウム137	目安値
野田村	溶融スラグ	不検出 (6.9)	不検出 (7.0)	100
	溶融メタル	不検出 (4.3)	不検出 (3.5)	

※括弧内は調査期間における検出下限値の最大値